

審 査 基 準

平成28年11月10日作成

法 令 名	道路交通法
根 拠 条 項	第78条第5項
処 分 の 概 要	道路使用許可証の再交付
原権者(委任先)	警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官を含む。）
法 令 の 定 め	道路交通法施行規則第12条（道路使用許可証の再交付の申請）
審 査 基 準	
標 準 処 理 期 間	2日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先	申請書は、当該許可を受けた警察署又は高速道路交通警察隊の担当窓口へ提出してください。
問 い 合 わ せ 先	申請書を提出した警察署、高速道路交通警察隊の担当窓口又は警察本部交通部交通規制課
備 考	